

住宅借入金等特別控除の改正について パート4

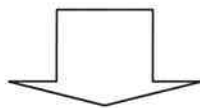
～ 増改築等があった場合の取扱い～

平成 21 年度税制改正において、居住者が自己の所有している家屋について、一定の増改築等を行い、居住の用に供した場合、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用をうけることができることとされました。

制度の概要

改正前

居住者が所有し居住の用に供している家屋について、一定の増改築等を行い、その増改築等の日から6か月以内に自己の居住の用に供した場合には、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされています。



改正後

今回の改正により、居住者が所有している家屋について、自己の居住の用に供する前に一定の増改築等を行った場合であっても、その増改築等の日から6か月以内に自己の居住の用に供したときは、その増改築等について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

この改正は、増改築等をした居住用家屋を平成21年1月1日以後に自己の居住の用に供した場合について適用されます。

【イメージ図】

